

対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 開=開所時間 休=休所日 申=申し込み 問=問い合わせ  
 共通=共通の内容 手=手話通訳 要=要約筆記 担=市の担当課 F=FAX ネット=市のホームページからインターネットで申し込みができます

**スポーツ**

**総合体育館の個人利用日**

日程(一部利用できない時間帯あり)は、2月17日(出)～22日(木)・26日(月)～29日(木)、3月1日(金)。料使用料が必要。利用可能な種目・時間は総合体育館(八幡東区八王寺町、☎652・4001)へ問を。

**レクリエーション協会のスポーツ**

- ①山歩きを楽しもう 血倉山(八幡東区)の頂上を目指して歩きます。3月24日(日)9時、八幡駅前に集合。15時、血倉山ケーブルカー山麓駅で解散。定先着30人。料1000円。
- ②リトミック体操 音楽に合わせて体

を動かします。4月2日～7月9日の毎週火曜日(全15回)、第一警備スポーツセンター戸畑(戸畑区浅生二丁目)で。対0～3歳の乳幼児と保護者。▶1～2歳クラス=9時30分～10時10分 ▶0～1歳クラス=10時15～55分 ▶2～3歳クラス=11～11時40分。②の共通定先着各クラス15組(1組2人)。料1万2000円。

③バドミントン健康教室 いずれも4～9月の毎週1回(全26回)。▶三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)=火曜日の部(10～12時)と水曜日の部(14～16時)あり ▶曾根体育館(小倉南区下曾根四丁目)=木曜日10～12時。③の共通定先着各会場各部20人。料1万5000円。

共通申2月19日から北九州市レクリエーション協会☎921・2801へ。

**小学生陸上競技教室**

3月25日(月)～29日(金)(全5回)の15～

16時30分、鞆ヶ谷競技場(戸畑区西鞆ヶ谷町)で。対小学3～6年生。定30人。料3000円。申往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて3月12日までに北九州市スポーツ協会戸畑管理事務所(〒804-0024戸畑区西鞆ヶ谷町20-1、☎881・2556)へ。

**お知らせ**

**大規模小売店舗立地法に係る届出書の縦覧**

ハローデイ共立大前店(八幡西区藤原一丁目)の変更。4月22日(月)まで(土・日曜日、祝・休日は除く)の8時30分～17時、産業経済局商業・サービス産業政策課(市役所7階、☎582・2050)、八幡西区役所総務企画課で。縦覧期間中

に産業経済局商業・サービス産業政策課へ意見書の提出ができます。

**市議会審議を中継します**

市議会2月定例会をケーブルテレビ(11チャンネル)とインターネットで中継します。中継は2月下旬～3月下旬。なお、予算特別委員会(市長質疑)の中継はインターネットで3月中旬に行います。インターネット中継の視聴は市のホームページ(下記を読み取り)からどうぞ。詳細は市議会事務局総務課☎582・2622へ問を。



**国民健康保険からのお知らせ**

**加入する人**

勤務先の健康保険の加入者とその扶養家族として健康保険に加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除く全ての人。3カ月を超えて日本に滞在する外国人も含まれます。

**加入・脱退するとき**

**加入手続きが必要になるのは**

- 勤務先の健康保険を脱退したとき
- 市外から転入したとき
- 出生したとき
- 生活保護を受けなくなったとき など

**脱退手続きが必要になるのは**

- 勤務先の健康保険に加入したとき
- 市外へ転出するとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき など

いずれも、上記の事由が発生してから14日以内に、住所地の区役所国保年金課(転出・転入の場合は区役所市民課か出張所)へ届け出てください。

手続きが遅れた場合は、加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めたり、その間にかかった医療費を全額自己負担したりするなど不利益が生じることがあります。

**給付内容**

医療費の一部を負担して、保険診療を受けることができます。負担割合は、年齢や所得に応じて2～3割です。

病院などでの1カ月の支払い金額が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分の金額が支給されることがあります(高額療養費制度)。入院や外来で医療費が高額になる場合は、事前に住所地の区役所国保年金課で限度額適用認定証の交付を受ければ、支払いが自己負担限度額までとなります。

オンライン資格確認システムが導入された医療機関では、本人の同意の上、システムで適用区分の確認ができれば、限度額適用認定証の提示は不要です。

年間の医療費と介護費の自己負担額の合計が算定基準額を超えたときは、申請により超えた分の金額が支給されることがあります(高額介護合算療養費制度)。

そのほか、出産育児一時金や葬祭費などの支給を受けることができます。

**医療費の支払いでお困りの人へ**

災害による損害、失業による所得の減少など、やむを得ない事情で医療費の負担が一時的に困難になったときは、住所地の区役所国保年金課にご相談ください。

**保険料**

保険料は、世帯の人数や所得に応じて計算します。算定対象所得は給与所得、事業所得、公的年金などの雑所得、確定申告した株式などの譲渡所得(遺族年金、障害年金などの非課税所得は対象外)です。

毎年6月(特別徴収の世帯は7月)に、年間(4月～翌年3月)の保険料を各世帯にお知らせします。なお、年度途中で加入・脱退するときの保険料は、月割りで計算します。

※特別徴収(年金天引き)は、65歳以上75歳未満の被保険者だけで構成される世帯のうち、一定の条件を満たす場合に対象となります。口座振替で納付している世帯は対象外です。

**保険料の軽減**

世帯全員の所得が基準を下回るときは、保険料のうち平等割額(一世帯当たりの額)と均等割額(一人当たりの額)が軽減されます。軽減の判定は、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人の人数や所得を含めて行います。また、解雇などにより失業した人のうち一定の条件に該当する人や出産したか出産する予定の人についても、届け出により保険料が軽減されます。

**保険料の督促状などが届き、納付でお困りの人へ**

保険料の督促状や催告書が届いたなど保険料の納付相談は、「北九州市料金相談ナビダイヤル(☎0570・093・100)」にご連絡ください。

**医療費などの還付金詐欺にご注意を**

市役所や区役所などの公的機関の職員が電話をかけ、ATM(現金自動預払機)で医療費などの還付金の払い戻しの手続きを依頼することは絶対にありません。もし電話などでATMに行くよう指示されたら、まず家族や警察などにご相談ください。

問 各区役所国保年金課へ	
門 司 区 ☎331・1832	八 幡 東 区 ☎671・2859
小 倉 北 区 ☎582・3400	八 幡 西 区 ☎642・1332
小 倉 南 区 ☎951・4119	戸 畑 区 ☎881・2391
若 松 区 ☎761・5951	

担保健康福祉局保険年金課☎582・2415